明治四十一年十二月三十日第三種郵便物認可）（日刊）月曜及祭日の翌日休刊 明治四十三年九月廿一日（水曜日） 第五百十四號（一）

京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

明治四十三年 紀元二千五百七十年
本紙定價（錢▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵稅一ヶ月十五錢
月曜日及び大祭日の翌日は休刊（日刊）
廣告料金（▲五號活字十七字詰一行一回金五十錢▲雜報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢
發行兼編輯人 高木久馬太
印刷人 松久神一郎
京城西署西小門通（電話六六三）
發行所 京城新報社

寄書

代書業者取締規則に就て

明治大學校友 増本好三郎

聞說く警務總監部は近く部令を以て代書業者取締規則を制定公布せらるゝ由將來斯業の營業取締を一層峻嚴にせらるゝとの事である余輩は該規則の制定に關し一二の所感なきを得ないから茲に紙上の餘白を藉りて當局官憲に望まんとするのである

抑も皮相の觀察を以てすれば此代書業者なるものは何等學識經驗なき無智無能の徒でも僅かに文字さへ解すると得は容易に從事し得らるゝかの樣に思考せらるゝのである這は世間多くの人に於て斯く思ひ又當局官憲に於ても同一の感を持つて居らるゝのではないかと余輩窃かに疑ふのである。

然るに事實は是れと全く正反對で代書業者なるものは所謂萬能と云へは多少語弊があるかも知れぬが兎に角其多くの業務が學術的殊に法律的から出て來る仕事のみであるから先づ業務經驗ある頭腦を以て依託事件の是非曲直を考覈し努めて依頼者の權利保護に注意し然る後筆を下すのである辭言すれば世間多くの代書依頼者は諸般の手續不案内の爲め先づ斯業從事者の意見を聞き而して後書類の作成を請ふのである故に此代書業者なるものは世人の思惟するが如き決して無能の人に出來るものではない固より法律の素養も最も必要であると同時に又實務の經驗なるものが併せてなくては到底完全の業務は執れぬのである要言すれば這般の業務は學識經驗兼備の人に於て初めて望む事が出來るので是等の素養なく經驗の乏しい徒に於ては終始杜撰の仕事計りで到底完全の仕事は得て望む事は出來ぬのである是れ余輩か斯業は萬能でなくては完全の仕事は出來ぬと前提を置いた所以である。

世間多くの代書業者中不逞の徒往々業務上に關し不正の行爲あるを聞くは實に慨嘆に堪へない次第であるが夫の淺學無識の徒輩が詭辯を弄し柄にもなき法律語を操つり若くは依託者の無智蒙昧を奇貨とし徒に無益の書類を作成し不廉なる料金を貪るに至ては其弊其害又尠少ならぬのである是れ余輩の這般取締規則の施行と共に當局官憲の一考を煩はし斯業從事者の人選を最も公平に且つ最も精密に調査審定せられ該營業に必須の法律學の素養と實務の經驗とを兼備せる最も卓識堅實の人士を選拔公認せられん事を切に希望して止まぬのである。

終りに臨んで一言當局者の注意猛省を促さんとするものは外ではない賢明なる當局官憲の夙に知了せらるゝ如く當京城附近は內地に殆んど比類なき物價殊に最も家賃類の不廉高騰なる地なるが故新開の殖民地として且つは物價不廉の地としての京城地域に於て內地と殆んど同樣なる頗る狹隘的にして且つ餘りに覊束的の取締法規を制定せんとするは夫の木戶を締めて牛を逐ふと一般斯業從事者の糊口の途を彌が上にも壓迫せしめ其結果收支相償ふ能はざるの窮境に陷り延て不逞の徒を續出するに至らんも計り知るべからざるが故に當局官憲に於ても宜しく此點に留意注目せられ餘りに極端にして且つ餘りに覊束的なる法規の制定を避け既往及現時に於ける土地の風習物價の振合等を參酌せられ且つは新殖民地たる在留民の營業の自由を尊重せられ寬嚴其宜しきを得たる新版圖の模範的法規の制定を切に望ましいのである。

雜報

安奉線と朝鮮米

輓近安東縣地方へ向け朝鮮米就中鎭南浦米の販路を擴張しつゝあるは輕視すべからざることにして當業者間に於ては多大の注意を惹起したるが如し即ち安東縣向米穀の輸出は去る隆熙三年十月の試賣取引に始まり爾來月を追ふて增進しつゝあり蓋し安東縣地方一部の支那人間には從來上海米を常食となせしが[illegible]安奉線工事着手の爲め各地より支那苦力の出稼し來る者多く而かも比較的多くの賃金を得ること及過激なる勞働に堪へんには米食を爲すの優れること漸次彼等の自覺する所となりしを以て茲に朝鮮米の新需要を喚起せらるゝに至れり獨り勞働者のみに止らず現下に在ては安東縣支那商人間にも普く米食を爲すの傾向ありて需要は益々增進せられし由にて斯の如き現象は遠く奉天地方迄波及せしが如く同地方在住の支那人間にも同一の傾向を生したり若し夫れ平南線開通し安奉線工事並に鴨綠江架橋工事亦竣成の曉は朝鮮米は上海米を驅逐し漸次堅實なる發展をなすこと明かなりと云ふ今鎭南浦より安東縣へ輸出する米穀の總額を案ずるに隆熙三年十月及十一月の二ケ月間に於ては二千五百五十五擔此價格九千七百八十三圓なりしが隆熙四年三月より七月に至る五ケ月間にて二萬二千百三十六擔此價格九萬百五十圓にて安東縣地方へ向け精米輸出の緒に就きたる後未だ數月を出でざるに而かも本年に於ては大連輸出と殆んど伯仲するに至りしのみならず清國へ輸出總額の約四割を占むるに徵するも如何に急激なる發展なるかを知り得べしと云ふ

木浦に紡績會社

木浦地方を始め全南一帶は棉花栽培地として有名にして其產額の如き陸地棉栽培事業と俟ち增大の勢ひを呈し來りたると共に朝鮮の綿絲並に綿布消費高は輸入品中最も多額を占め居り年額千二百萬圓にも上る有樣なるより木浦に一大紡績會社設立の計畫關西地方の紡績業者間に成立しつゝあり資本金を一千萬圓とする豫定にて斯界の有力なる實業家は谷口房造山邊丈夫諸氏を推し專ら之れが設計に當らしめ居れりと云ふ

俳句

△漢陽吟社觀月會句集（上） 花儒園琴雲宗匠撰

山雀の鳴や朝から人の來る　米水
月落ちて殊更白し蕎麥の花　其月
隣村までも續くや蕎麥のはな　米水
山雀や馴れは愛のいやまさる　鈍蝶
人なれて山雀樣に來たりけり　萩月
山雀やなるれば是の秋の友　鈍蝶
海よりも夜明の早し蕎麥の花　米水
山間の段々はたゞや蕎麥の花　其月
月の出て席の定まる酒宴かな　朝松
手に掬ふ水にも消しわきの月　都天女
よき友は皆集まりぬ月今宵　西都
山雀や籠にかゝれば日の暮る　梅窓
山雀や籠なれてこそ愛らしき　其月
山雀に一日笑うて暮しけり　其月
名月に又起さるゝ酒屋かな
蕎麥の花咲て明るき在所かな　都天女
冬支度する家もあり蕎麥の花　其月
溪長し處々に蕎麥の花　徽女
我か席を人に讓りて月見かな　梅窓
緣先を上座としたり月の客　朝松
暮れたか庭にも一つそばの花　鈍蝶
雪と見るまでに咲兒そばの花　朝松

講談

大岡政談 越後傳吉

第七十九回　旭堂南陵講演



輿「もう少しすりやア、乃公が汝を連れて宿の入口の並木まで出て、お駕籠の來るのを待ち、汝の身體を突出すから汝ア一生懸命大きな聲を出して、恐れながら良人が無實の罪で死にます、お助け下さいましと、松平伊賀守の駕籠を望んで飛込め、いゝか駕籠の中へ身體を突き込む氣で行け、御駕籠側の武士が胸を突たら汝の身體は弱つてるから轉くり覆る、轉くり覆つたらまた起きて行け、また突かれたらまた起きて行け、いよ〱取り上げないときは搆はねから駕籠側の武士に喰ひ附け、喰いついて放すなッ、願面は今乃至が書くから 仙「妾等、妾等これが取上げにならなかつたら、妾等旦那さんの一命が助からねから、死んでも放れね 輿「さうだ〱、その了簡で行きやア宜い……濟まねが玉屋、紙と筆を貸して〱れ」筆を採て書いたのは平假名で「でんきちがむじつのつみでころされますおたすけくだされ」世の中にいろ〱顔面もあるが、こんな顔面は滅多にございません子供でも分る其代り直訴の顔面はこれに限る、當人に仕度を充分させて、松平伊賀守のお宿入りを待つて居る、北陸巡行の伊賀守、越後の高田の城下をばお通りになつて、それとはなしに傳吉の處刑の樣子を耳にして追分へお入りになる、爰に信州上田の城主松平伊賀守殿が中仙道を御通行に相成る何しろ今回は大命に依つて大阪城代をば拜され大阪城までは中仙道をお上りに相成る途次大層なお行列でございます、前夜のお泊りが輕井澤、翌早朝にお供揃ひに相成つて道中は下にア〱といふお先拂ひ。舊藩時代には斯ういふた方が御通行になると、道中で難澁して居る者が皆助かつたもので、只今こう文無しでは道中は出來ませんが、昔は身體が壯健であつて扮裝風俗には搆はなかつたなら、文無しでも隨分道中が出來たものでございます、斯ういふお大名の行列が來ると錢無しの小僧なんぞは竹を一本持つて行列の中に加はり、同じやうに下アに居ろう〱と怒鳴つてお供をして居たら、それでチャンとお供の中へ加へられ三度の食事から相當の給料に有附くといふやうな譯、それですから供の人數が大變だ多「下アに居ろう〱」と堂々と先きを拂つて參ります、丁度追分の宿へ入らうといふ手前、松並木の此方に控へて居たのは中村屋輿兵衛娘のお仙、當時傳吉の妻、輿兵衛にいふて聽かされましたから一生懸命、女ながらも一命を棄つるといふ勇氣は大層なもので、輿兵衛に認て貰つた願書を落してはならぬと力限りに持てゐる 輿「サアお仙向ふへ見えたがお行列だぞ、彼のお駕籠に縋らなけりやア助けて貰ふことが出來ない、乃公が言つて聽かした通りお乘物の中へ身體を叩き込む勢ひで行くのだ、一度や二度突倒されても搆はねへ、臆せずに飛んで行けよ、宜いか 仙「ハイ宜うございます、妾はこの願書を取上げて貰はなきやアオッ死んでしまふても搆はねへで 輿「さうだ、この願書さへお取上げになつたら傳吉どんの命が助かるんだから 仙「ハイ……」 多「下アに〱」と先きを拂ふ御行列、丁度今前のところへお乘物が見へて參りました、往來の者は皆土下座を切つて居ります 輿「ソレッ」といふ輿兵衛の言葉、刑中ではあるが一生懸命になつては恐ろしいもの、お仙はパッと疾風の如く驅出した 仙「恐れながら良人傳吉が無實の罪で殺されまする、お助けを願ひます、お助けを願ひます」と聲を限りに呼はりながらお乘物を望んで飛込んで來る有樣、控へて居りましたお駕籠脇 供「控へ居れッ、何事である、無禮者めが、控へ居らんか、お仙の飛込んで來る胸を一ッポーンと突いた何がな機會に突かれたんですからドサーッ仰向けに倒れる、一度や二度倒されるのは覺悟の前、ムク〱と起上ると 仙「お願ひでございます」と又もや飛込んで來た 供「エイッ無禮者め、差越願ひは相成らぬわい、差控へ居れ」サッと二度目に突かれたに、ヨロ〱と蹌踉いたが、三度までは 仙「お願ひでございます」といふと中腰になつて、お駕籠脇のお供方の籠手下を潜つてお乘物に近づく積りでパッと飛込で來た、

內地人の移住はパン種

東拓移住規則の內容

京城新報

過去二年間、兎角の世評を受けたる東洋拓殖株式會社は半島移民に關する萬端の準備成れりと見ね、頃者移民規則を發表した、余輩之れを一讀するに該規定を作成せし人々の苦心の迹見ねて大體に於いて申分無きもの〻やうである、尤も規定の善美は、以て將來會社の移民事業の成敗を卜する唯一の材料とはならざるべきも『規定中の眼目』を實行するに於ては、多大の成効を保せずとするも大なる失敗に了る無きことを信ずる。

余輩が茲に『移民規則中の眼目』と爲せるは何ぞと云へば會社の方針として第一移住民の數の多少に拘はらずして質の善きを選ばんとする事、第二團體又は個人にして農事經營の爲め移住民を招致せんとする者には十分の便宜を與へんとする事の二つである、余輩は移民事業に關する世間一般即ち素人の考案なるものを聞くに、半島は今や帝國の領土となつた、其の面積は我本土と同じく八萬方哩を有し、其人口は僅かに一千二百万に過ぎぬ、左すれば一方哩の分布は百五十八人にして、內地の比を以てすれば尙百人位を容る〻の餘地が有る、隨つて此の際百萬或ひは二百萬乃至五百萬千萬を移殖するを得といふのである、成程單に廣袤の上より打算すれば此る說も起るであらう、併しながら仔細に觀ぶれば、第一、半島には所謂天然の遺利なるものが甚だ潤澤で無い、半島は兎にも角にも耕作時代に入りてより三千年を經過した、次に半島の氣候は、內地と異なり、一年を通じて四季の變化といはんより、寧しろ酷暑と酷寒との交代とも云ふべきで、農作は多くは一回の收納を爲すのみである、隨て土地の利用も內地のそれに比すれば二分の一以上、三分の二以下に在るのである、斯る狀態なれば唯面積の大なるが故に多數の移住民を容れ得べしと爲すは思はざるの甚だしきものと云はねばならぬ、惟ふに半島に人口、而かも生活の程度低き半島人の人口少きは、人口を增殖せしむべき土地の生產力の稀薄なるに因るのである、世人は朝鮮人が農業上の知識に乏し、農具備はらず、或は怠惰なりなど種々の理由を以て農業發達の遲々たる狀態を說き移住民の有望なるを論ずれども、余輩の見を以てすれば、今日の朝鮮人は東洋式農業に於ては、勞力の應用、農具の應用及肥料の使用等殆んど絕頂に達して居る、斯る中に新たに移民を入れて農事經營を爲さしむるは決して容易の業にあらずだ。

大隈伯は常に、內地人の半島移住を獎勵するは最も必要なる事ながら、其移住すべき者は單純なる勞働者は不可、幾分の資本と技術を有する者なるを要すと曰はれる、余輩の意見も伯と同じく、旣に三千年の耕作時代を續けたる半島に向て、恰も開闢以來鍬を入れたること無き南米や亞非利加の地方と同じく、天然の遺利を夢みて移住民を送ることの太だ間違へるを思ふものである、然るに發表されたる東洋拓殖會社の移民規則は、前述の如く其主意眼目に於ては其數よりも質を選ぶと言に於て余輩の意見と相同きを見、之を實行するを得ば必ずや成效に庶幾かるべきを信ずる、云迄も無今の半島に必要なるは半島に於る勞力に農業資本を加へ兩者の結合に依て收獲を殖すに在のだ詮ずる處新たに進歩せる農業經濟の組織を立て收獲を殖し、其の殖ゑたる收獲を半島民と移住民とに分配して共に惠澤に浴せしむるに在るのだ、譬へば彼の麵麭種を米利堅粉に混ずる如く、移民を半島人に混じて共に膨張せしめるのだ、斯る思慮を以て移民を招致せんには餘に百萬、二百萬、或は三、五百萬と內地の過剩人口を一時に半島に移殖することは固より不可能である、併しながら假りに一道に向つて一箇年に五千人を容る〻とせよ、十三道にして六万五千人、更に之れを十箇年にして百万に近き數に達せしむることが出來る、此の方針を以て進めば一千二百万の米利堅粉に約一割の麵麭種を混じて必地好き膨張を成さしめんは今後十年を期して遂げ得べきである、斯くて半島農業の面目は一新せらる〻のだ、余輩が東洋拓殖會社の移民規則を以て余輩の意を得たりと爲すは之れが爲めである。

東京電報

▲豫算編成と審議

桂首相は過般來閣議定日を除くの外多く三田の私邸に在りて專心明年度豫算の根本的改正方針に就き調査中なるが朝鮮官制問題にして右改正に伴ふ歲入の減少を考慮し十一年計畫の年度割及び年來の非募債主義に付き研究を重ねつ〻あり而して大體の方針決定の上は目下大藏省に廻附せられつ〻ある各省豫算概算書に就き查定を施す方針なりと(二十日)

▲鐵道院の觀光團

鐵道院主催の下に朝鮮觀光團二百餘名を募集し來月出發すべし(同上)

▲無線電信計劃

北米無線電信會社は新嘉坡、香港、横濱、晩克坡間に無線電信局を設置する計劃にて本邦遞信省を除くの外各國政府に夫々該局設置の出願をなしたりと(同上)

▲萬國代議士會委員

渡歐中の日本代議士は尾崎行雄氏を委員長に小寺謙吉、小川平吉兩氏を委員として委員會に出席せしめたり本會は三十日より開會の旨長谷場衆議院議長に宛て報告ありたり(同上)

▲東京市と勞働者

東京市にては勞働者の救濟事業に就き過般來數回協議の結果保護組合を設け失職者に適當の職業及び宿所の便利を與ふる方針にて目下準備中なり(同上)

▲出版物取締方針

出版物取締の方針を聞くに國体及び道德に違犯するものは格別純學理的著作物は著作者の人格に信頼して取締を寬容にし之れに反し文藝書は社會に害毒を流すの虞れあるを以て嚴重に取締る方針なりと(同上)

▲統監府警視任命

陸軍憲兵中尉榛澤忠敬以下十四名は十九日附を以て統監府警視に任命せらる(同上)

▲統監府判事罷免

統監府判事李龍在、趙宅煥の兩名は依願本官を免せらる(同上)

雜報

恩賜公債と特令

恩賜公債に關する規程は大藏省令第四十二號を以て發布せられ該證券の登錄變更登錄除却又は質權の登錄を請求する者は其請求書に朝鮮總督の認可を添付すべき旨規定せられ賣買讓渡は絕對に不可能にあらざるが如くなれども斯くては折角恩賜の主旨を亡盡するに了るべき虞あるを以て總督府より特別の府令を發し絕對的程度に禁止すべしと

寺內陸相の巡視

寺內統監は不日陸軍大臣として龍山駐劄第二師團司令部及び步騎砲工各隊を巡視する由なるが市川師團參謀長は爲めに隨時檢閱をなし居れりと

代書業取締規則

既報の如く代書業取締規則は二十日總督府官報を以て發布されたり即ち如左

統監府警務總監部令第七號

代書業取締規則左の通定む

明治四十三年九月二十日 統監府警務總長 明石元二郎

代書業取締規則

第一條 本則に於て代書業と稱するは他人の委託に依り文書の代書を爲す業を謂ふ

第二條 代書業を爲さむとする者は本籍、住所、氏名、年齡、業務所、履歷書及代書料を具し業務所所轄警察官署に願出許可を受くべし代書料を變更し若は補助者を置かむとするとき亦同じ

第三條 代書業者は左記各號の行爲を爲すべからず但し裁判所構內代書の許可を得たる者にして裁判所に於て承認したる事項を取扱ふ場合は此の限に在らず

一 民刑人事訴訟又は非訟事件の勸誘鑑定紹介仲裁等を爲し其の他紛議事件に關與すること

二 土地、家屋の賣買、讓渡、債權取立、人事周旋等に關與すること

三 名義の如何を問はず所定の代書料以外に報酬を請求し又は之を受け若は濫に文書の紙數を多くし料金を貪ること

四 他人の印顆若は其の署名又は捺印したる用紙を所持すること

五 虛僞又は委託人の意思に反したる文書を作成すること

六 業務上知得したる他人の祕密を洩漏すること

七 其の他業務を利用して公安を害すべき行爲を爲すこと

第四條 代書料額は業務所の睹易き場所に揭出すべし

第五條 代書業者は代書事件簿を調製し之に紙數を記入し所轄警察官署の檢印を受け代書したる年月日事件名代書料及委託者の住所氏名を明瞭に記載し置くべし

第六條 代書事件簿は使用後三年間保存すべし

第七條 代書業者は代書したる文書の末尾又は欄外に代書の旨を記載し署名捺印すべし但し他の法令に依り形式を定めたる文書は此の限に在らず

第八條 代書業者本籍住所氏名又は業務所を變更し若は廢業死亡したるときは五日以內に所轄警察官署に屆出べし但し死亡の屆出は戶主又は家族に於て十日以內に其手續を爲すべし

業務所變更にして警察官署の所轄を異にしたるときは五日以內に移轉地所轄警察官署に屆出べし

第九條 代書業者は所轄警察官署に於て取締上必要なる事項を命令したるときは之を遵守すべし

第十條 代書業者本則に違反し又は公安を害するの虞ありと認むるときは所轄警察官署長は其の業務を停止し又は禁止することあるべし

第十一條 本則又は本則に基く命令に違反したる者は拘留又は科料に處す

附則

第十二條 本則は發布の日より之を施行す

第十三條 本則に牴觸する從前の規定は本則施行の日より其の効力を失ふものとす

第十四條 本則施行の際現に代書業を營む者は明治四十三年十月末日までに本則第二條に依り更に願出許可を受くべし

●參與官會議の開催

二十日午前十時半より統監府に於て參與官會議を開き寺內統監、有吉總務長官、荒井、倉富、木內、宇佐美、俵、國分、小松の各參與官、大屋、池田兩局長、明石警務總長及び兒玉秘書官等列席したり

●晉州慈惠院の開期

晉州慈惠醫院は十九日より開院し一般患者の取扱を爲しつ〻あり

▲仁川米豆取引所▼

▲前場(廿日) 十一月限節八圓六十五錢二錢三錢二錢三錢▲二節六十三錢▲三節六十四錢▲出來高千八百五十石

△後場(廿日) 十月一節出來不申△二節九圓二十錢十八錢△三節出來不申△出來高百石▲十一月一節八圓六十錢一錢四錢▲二節八圓六十錢▲三節六十錢▲出來高九百石

▲大阪期米電報▼

▲前場(廿日) 九月限寄十四圓四十錢▲十月限寄四十三錢▲十一月限寄六十錢

▲前場 九月止十四圓三十錢▲十月止四十四錢▲十一月止五十八錢

▲後場(廿日) 九月限寄十四圓[illegible]錢△十月限寄四十四錢△十一月限寄六十錢

●京城の治安と地方

時局解決後の情況は到る處靜謐にして何等危險の狀態を認めざるは洵に喜ぶべき現象なるが斯かる靜穏は天晴人和の適調せる結果にして恐くは今後とても此靜穏を持續すべき事疑ふべからざるなり而して之を從來の經驗に徵するに如此靜穏は稀有の事實なるが元來朝鮮に於ける動亂は毎々京城を中心として地方は其餘波を受け附和雷同するものなり然れば今次の靜穏は京城に對し極力治安を保持せる結果と見る事を得べし隨て將來に於ても京城さへ無事なれば地方は決して騷擾する事は起らずと謂ふ一波動かざれば萬波從ふなしと

●大久保司令官巡視

大久保軍司令官は廿日龍山步兵隊を巡視し二十一日には砲騎兵隊を巡視の筈

●德富氏の歡迎會

在京城熊本縣人有志は今回同縣人德富蘇峯氏の來京を機とし來る廿三日午後六時より花月に於て歡迎會を兼ね秋期懇親會を開く由

●南大門驛乘降客

十九日の分如左

乘車客 五一〇 下車客 六四〇

乘車賃金 一二六〇、一

●南大門荷物扱高

十九日の分如左

發送 八五屯 到着 一六六屯

發送賃金 八七五、〇〇

●龍山驛の乘降客

十九日の分如左

乘車客 二〇二 下車客 一九五

乘車賃金 二一三、八三

●龍山驛荷物扱高

十九日の分左如

發送 三噸 到着 二五噸

發送賃金 六六、〇〇

產業振興策(六)

合併後の第一銀行京城支店支配人 竹山純平君談

貴紙連載の產業振興策には、私は深く注意して讀むでゐますが既に數氏の論策が殆んど遺憾無く道破されたやうに思はれる、若し私の抱懷する處を最も巧妙に言表はしたならば既出の三島韓銀理事の所論の如きものに成るでせう何としても產業の振興には交通機關の設備を完全にすることが第一に必要で就中內地でいふ里道、縣道の如きは必要條件中の最も必要なるものでせう、聞く處に依れば木炭の供給地なる新幕では木炭一俵の價ひ十六錢のものが、京城迄の運賃に二十錢を要するそうです、一体運賃も製造費と共に物價の部分を成すものに相違無いが、製造費の低下と異ひ運賃の低下は需給兩者に利益を與ふるもので、交通機關改善の爲に前陳の木炭の運賃が下がれば需用が多くなる、隨て產額を增す、製造者の收入は殖ゑる、結局十六錢の木炭が二十錢に騰貴して二十錢の運賃十六錢に低落したと同樣の比例を以て需給兩者を益することにもなるでせう尤も交通機關の設備も行り方に依つて痒いところに手の屆かぬこともある、曾て貴紙に軍用道路を止めて經濟道路を開通せよと論せられたことがあるが、カノ木浦より光州方面に通ずる道路がある、從來木浦から榮山浦迄は船で、夫れから先は陸を行くことになつてゐた、然るに新道は舟楫の便ある榮山浦迄も川に沿ふて道を造つてゐる、私の考へでは軍用にはチト困るか知れぬが、貨物の運搬に差支無き限り舟楫の便ある部分は其まゝにして先づ榮山浦から後の道路を開鑿すべきものと思ふ、貴紙の所謂經濟道路とは、斯る方針の下に開かれたる道路を指すのでせう、これなどは痒いところを掻くやうなもので、私は至極同感です、サテ斯くの如くにして愈々交通機關の設備が出來れば分業が興る、商業が盛んになる、これやがて產業の發達である、資本などは常に必要なる程度に於て誘致することが出來ませう云々。

龍山の上水問題

龍山の上水問題は京城民團より水道會社に對する交涉甚だ遲々として進捗せず水道會社の强硬なる態度に京城民團も殆んど悲觀の地位にありしが去る七日漸く同會社の態度一變したる爲め多少進步の緖に就きたるより更に步を進めて防火栓使用等の問題も同時に交涉したる結果去る十六日を以て始めて民團、會社間の交涉を締結し得るに至れり右に付き四十二年度及四十三年度の豫算調查と前龍山民團の事務整理の會議と同時に來る二十三日民團役所樓上に於て該問題を協議した上理事廳に認可を請願し直ちに起工する運びとなり居れば該上水工事の實現せらる〻も此處數月を出でざるべしと

篤農家の視察日程

東拓會社主催の本國篤農家朝鮮農事視察團員一行四十名は愈々來る十月二日午前八時釜山入港同地に一日滯在の上左記の日割により視察する事に決定せるが東拓會社よりは林理事、松田課長三浦技手、中村書記等出張し沿道及農事經營狀況を案內する事となりたり

△十月二日午前八時釜山入港同日小蒸汽船にて港內視察△三日午後十時釜山發馬山着四日馬山發昌原着昌原府內會社所有地視察△四日午後馬山出發四日木浦上陸木浦視察△五日木浦發龍塘着臨時棉花栽培試作場視察△六日木浦發榮山浦を經て南平着東拓農場(宮三面)東山農場其他附近農場視察△八日南平發光州着光州種苗所及海內並に蠶業傳習所視察△九日光州發潭陽着潭陽平野視察△十日潭陽發井邑着同地視察△十一日井邑發扶安着扶安平野視察△十二日扶安發金堤着東津江流域及水利組合計畫豫定地視察△十三日金堤發全州着全州城內視察△十四日全州發大場村着東山農場細川農場臨益水利組合施工地視察△十五日大場村發群山着万頃平野及群山地方視察△十六日群山發江景を經て魯城(論山)着江景論山平野視察△十八日魯城(論山)發公州着公州城內視察△十九日公州發烏致院着公州山城視察△二十日烏致院發午前十時水原着水原勸業模範場及水原視察△二十日午後五時二十二分水原發同午後七時七分京城着當地滯在の上仁川、群島、東拓所有地視察△二十二日京城發沙里院着沙里院及載寧方面社有地視察△二十三日沙里院發平壤着平壤市街及平野視察△二十四日平壤發開城着蔘政局作業視察△二十五日開城發龍山着を終り二十六日大邱着大邱視察△二十七日大邱發釜山着以上の旅行日程なるが東拓會社より特に旅費として一行一名に百圓補助せらる〻由なり

●多望なる棉花栽培

舊韓國政府時代年々四万圓の補助を得て陸地綿栽培を經營し居る棉花栽培協會は去る三十八年創立以來累年非常の進步を以て發達し來り既に昨年度の如きは其輸出額百四十萬圓餘の巨額に達せり而して現在の植付地は約千五百餘町步なるが其成績の良好なる又他に類例なきの有樣にして此勢を以て推移せば朝鮮無二の輸出品として前途を期待し得べし則ち輸出品の大宗たらしむるは敢へて至難の業に非ざるを認めたるを以て同協會にては來る五十年迄に約十五萬町步を耕作し一千餘萬圓の輸出を爲すべく計畫し居れりと

●間島其他移住狀況

咸鏡南北道民の露領沿海州浦鹽方面及び間島地方に於ける移住狀況に就き元山財務監督局長の報告を見るに此處二三ヶ年前より間島附近に於ける移住民の激增を來せると同時に露領地方の減退し來れるは稍注目に値するものあり今咸鏡南北兩道の移住民數を表示すれば左の如し

	隆熙元年	二年	三年	四年(自一月至四月)
△露領移住民				
咸南	一五九	一四〇	一四六	五二
咸北	五七四	六四二	四五六	一七〇
△間島移住民				
咸南	一四	一五	九一	三三
咸北	二一八	三五一	七四一	七四八

以上の如く咸鏡南道の十四郡に比し咸鏡北道の十一郡が移住民の多くを出し居るは地方民情の關係は勿論なれども其主なる原因とする處は天災其他よりして貧困に陷り衣食住に窮することなり殊に咸北六鎭附近は數年來水害蟲害等によりて五穀稔らず爲めに露領間島地方に移住するに至れるもの〻如し然れども近來露領地方に於ては朝鮮人排斥の風潮起りて朝鮮人の借用地に墾ち何等之れをとして事業に滿足せしむるものの無きに至りしより我統監府出張所監督の下に朝鮮人をして安全に職業を得せしむる間島に向けて續々移住者を增加するに至れり而して間島移住者は主として農商工に安んじて永住するもの〻如く露領方面は一時的の移住にして多くは雜役に服するも或は歸國し或は更に間島に移住するの傾向にありと

●地方結社解散情報

結社解散に就ては地方は電報を以て之を命令せるが其報告は尙は未だ到達せざるも概して無事靜謐に解散せられつ〻ありと

●京元線の工事入札

京元鐵道工事は鐵道院總裁よりの決裁到達したるを以て愈廿一日當鐵道管理局にて入札に付する事となりたるが本工事は龍山より往十里迄を第一區とし往十里より議政府迄は第二區として入札する次第なるが請負者は各區共七名宛の指名あり入札決定後は直ちに起工すべしと云ふ

公人私人

▲田中遞信省參事官 廿日平壤に赴く

▲加藤東亞煙草製造所長 同上

▲松本煙草專賣局長 廿日黃州行

▲平賀博士 歐洲視察中の同博士は廿四日頃シベリヤ線經由來京の筈

▲京城手形交換高▼

九月二十日 金高 九三、一四九、九一 枚數 四二九

▲仁川港の出入船舶▼

▲秀吉丸 廿一日大阪より入港

▲筑後川丸 同 長崎より入港

▲九州丸 同 若松門司より入港

▲筑後川丸 廿一日午後大連へ向出港

▲治外法權▼

合併が出來たからとて內地の佛教者が朝鮮人への布敎を急に騷ぎ出したのは可笑しい事だ、由來宗教の弘布は社會的の事業だ、社會的の事業は何も合併を俟つて後にすべきものに非ずた、朝鮮人への布教をソレ程大切に思ふならナゼトックにからせぬのだ▲異宗、淨土宗何れも王法爲本を標榜する、王法爲本の標榜、素より結構な事だ、併し彼等の養成した信徒は寺方への喜捨金は出すが租稅は怠納する▲租稅の怠納は王法の無視だで異宗や淨土宗が朝鮮人間に蔓つたら王法の無視者租稅の怠納者が出來るものと思はねばならぬ、イヤでさへ朝鮮人間には租稅の怠納者は澤山ある、此上殖ゑたとしたら厄介ではないか▲或人の說に支那政府はダライ、ラマをして其宗旨を蒙古に傳道せしめ獰猛なる蒙古人を軟化したと、若しも之れが本當なら內地の佛教者は何を差置いてもまづ臺灣の蕃界に傳道し、其宗敎の感化力を以て生蕃を善化せねばならぬ、ソレ之を爲さずして危險の少なソウな半島に傳道せんとする、ドウしても彼等の企てることは營業的當り的だ▲ヂャパンタイムス曰く合併の結果日本內地のボンヅ等は朝鮮人への傳道を思立つた、ボンヅ等自身はドウ思つて居るか知れぬが苟くも朝鮮人の友を以て任ずる有識の士は末世に於ける佛弟子乃ち世間的にして狹量なる彼等ボンヅが朝鮮人に接近することを好まぬ▲米國に於ける美以敎會は此頃朝鮮宣敎開始二十五年紀念會をニューヨークでヤッた、オナジミのハリス、ヂョンス及び前副統領フェヤバンス等が臨席して盛んに朝鮮傳道の有望なることを說き、忽ちにして八十萬圓の傳道費募集の事を可決した、異宗や淨土宗の先生達此事を聞いて何と思ふ▲官吏の淘汰が始まつたと云ふ噂があるが大した事はないのだ、風聲鶴唳に耳を蔽ふべしだ。

▲仁川米豆取引所▼

●前場（廿一日）十一月節八圓六十五錢二錢三錢▲二節六十三錢▲三節六十四錢▲出來高千八百五十石 ●後場（廿日）十月…出來高中止 …節九圓二十錢十八錢△二節出來不申△出來高百石▲十一月二節八圓六十錢▲一節…四錢▲三節六十錢▲出來高九百石

▲大阪期米電報▼

●前場（廿日）九月限寄四十四圓四十錢▲十月限寄四十三錢▲十一月限寄六十錢 ▲後場 九月止十四圓三十錢▲十月止四十四錢▲十一月止五十八錢 ●後場（廿日）…錢△十月限寄四十四錢△十一月限寄六十錢



花柳界の革命（六）

▽今が組織變更の時機

斯く申す記者も正眞正銘紛ふかたなき東洋人であるが殘念なことに**東洋人**には困つた一つの僻がある、其の僻と申すのは他でもない前號に述べた**迎合主義**である、此の迎合主義なるもの丶流す害毒と云ふものは非常なものだ、夫れと云ふのは實に此の迎合主義なる僻を有する東洋人は何でも人間の萬事を**一人者**の爲めに**支配**される事となるのである、若し其の一人者が今の**寺内將軍**の樣に**品行の良い人**である場合には其結果も良く表はれて來るが不幸にして其の一人が此れと反對の人であつた場合には全く正反對の結果となつて顯はれて來るのである、記者の希望する所は此所にある即ち日本人全體特に京城在住の内地人官吏連が平素に於てモー少し自尊心を養つて職務上に於ては勿論職務規定なるものがあるから之れに從つて行るは云ふ迄もないことながら晩餐の膳の上から妻君の衣裳持物に至る迄必ずしも**他人の鼻息**を窺ふには當らぬ、己れの本心に省みて疚しからざる行爲をする樣にしたい、例せば已れの正當に得たる**月給**を以て**酒**の好な者は酒を飲み、**餅**の好な者は餅を喫ひ、**謠**の好きなものは謠を唄ひ**宴會**が好きな者は宴會を行つたが良い、**人間**に許されたる**慾望**を自分から極端に抑制する必要が何處にあるか、頃者世間に**風紀振肅**と云ふ事が傳へられたる以來花柳社會は火の消へた狀態にある風紀振肅なるものは決して**藝妓、料理店の撲滅**と云ふことを意味しなければ從つて此所に出入する**客の犯罪**となるものでもない、只從來官吏の風紀なるものが極端に弛廢して居たのを**普通の程度**に引き緊めると云ふ意味に止るものだ、曾て故**品川子**が**内務大臣**たりし當時盛に**警八風**を吹せた事があつた今の京城花柳界は恰度其時と同じ時に出會したものだ、併し現在の東京や大阪や馬關やの花柳界は何であるか、皆夫相當に繁昌して居るではないか、今後の京城花柳界の狀態も又夫と同じく變態するのみで決して此の儘寂滅するものではないのだ、思はずも山鳥の尾のながくしく扱けて來たが、愈々之れから花柳界の組織變更其の他に就いて書うと思ふ、本論勞頭に於ても述べた如く記者は今日を以て京城花柳界革命の時機と思ふ、此の秋に際して前途を洞察して昔日の樣な**不都合**なる**組織**を**打破**して新らしい組織を立て**新時代**の要求に適合すべく努めず此儘自然に舊態に復するものと思ふて居るに於ては氣の毒ながら前途は寂滅である此所が記者の**花柳界の策士**に**御相談**を申す所だ、尤も記者の説は極めて平々凡々であるから策士諸君は記者の説を聞いて何んだ其樣事かと云はるゝであらうが此の舊態を脱して新組織に移ると云ふ事は云ふに易くして行ふに難きものであるのだ、眞理は平凡だ、酢は酸く塩は鹹く磁石は北を指すものだ、諺にもある通り磁石の指す方向が平凡だと云ふので其の云ふ事を聞かない船は暗礁に乗り上げるものだ、諸君にして將來の繁昌を思ふなら是非とも平凡でも記者の言に聽かれたいのである。

危險な通信機關

▽故意とらしき誤配

當地に於ける郵便物に誤配多きより本社が幾度か其の實例を舉示して受信者の注意を喚起すると共に**郵遞當局者の注意**を喚起することに努力したるは讀者の知了する所なるべし而して之れに省たる當局者は部下配達夫に對し嚴重訓戒する所ありしと思しく其の後は大に**誤配の數を減**じたれば吾社は吾社が多少の情實——當該配達夫の被るべき迷惑に同情する——を排して大方の爲めに盡したることの徒勞に終らざりしを當局及公衆の爲に**慶**しつゝありしに又々此頃來公衆の誤配に苦む聲を耳にすること屢々なるに至りしも本社は著しき誤配即ち故意とらしき誤配を受けざりしを以て世人非難の聲を苛酷なる非難の聲と聞き流し居たるに**不幸**にも其の判斷の誤れるを自覺するの**事實は發生**したり卽ち九月十一日東京下谷局の消印ある左記郵便物の本社に配付せられたることなり

（宛名）東京鐵道タイムス（京城旭町二丁目）
韓國京城支社
支社長鈴木泉谷殿
至急用

逆さに見るも横から見るも此の發信人の指示したる受信人名居所が京城新報社内と誤らるゝものとは思へず、本社が之れを以て**故意の誤配**と斷ずるも決して惡意の强辯にあらざるべし、瀆職すれば怨言を放ち、然らざれば恬然として斯くの如き不埒を演ず、當地に於ては到底完全に郵便物の配達を受くる能はざるものか、果して然らば或は**不良の徒の好餌**となるべき發受信人の續出するに至るべきを信じて疑はず、切に當局の奮勵を希望せざるを得ず（該信書本社保管中）

亂暴なる料理店主

▽聯合して遊客を亂打す

小料理屋の店主が聯合して遊客或は素見客に少々にても自分方に不都合の廉あれば事の善惡大小を問はず擲きのめす事ありとは屢々耳にする所なるが現に去る十七日夜一時過ぎ水雲亭にて素見客が下駄を間違へたりとか云ふを口實に長谷川町太平町の料理店主四五名にて本社横町にて夫を引き捉へ酩酊の結果なりとて詫び入るをも省みず亂打したるのみか更らに其の伴れの者の詫ぶるをも併せて亂打したり新聞社の横に於て深夜此の非行を逞ふしたる不埒は今後改悛の狀なきに於ては詳細發表するを憚らざるべし

●前科附博徒就縛　廣島縣吳市和庄町博徒石田國松（三二）は前科二犯の惡徒なるが先月初め頃京城本町七丁目の道路に於て仲間の者と喧嘩を爲し警官の出張せるを見るや逸早く姿を晦まし居たる者なるが相手方を拘引取調べたるに賭博犯者なる事判明し十六日公判開廷さるゝと聞くや子分の者を傍聽にやりしに四ケ月の刑を申渡されたる事を聞き其夜の中に家財道具を纒め妻をも豫て仁川敷島樓にて長吉と云ふて左褄取り居たりし故一先仁川へ行き夫より同所へか高飛なさんと敷島の裏なる別府邊

●京城の治安と地方　時局解決後の情況は頗る靜謐にして何等危險の狀態を認めざるは洵に喜ぶべき現象なるが斯かる好現象は天晴人和の並到せる結果にして恐くは今後とても此靜謐を持續すべき事疑ふべからざるなり而して之を從來の經驗に徵するに如此靜謐は稀有の事實なるが元來朝鮮に於ける騷擾は毎に京城を中心として地方は其餘波を受け附和雷同するものなり然れば今次の靜穩は京城に於ける極力治安を保持せる結果と見るを得べし隨て將來に於ても京城さへ靜謐なれば地方は決して憂ふるに足らず而して一波動かざれば萬波從ふなしと

泉に隱れ居る事を仁川署刑事の知る處となり一昨日午後五時半頃宅合名會社裏の森林中にて取押へ何餘罪ある目論見にて取調中

●入監の爲に渡來　山口縣玖珂村當時住所不定松木助次郎（三七）は三十一年六月中東京地方裁判所に於て强盗犯にて懲役十二年に處せられ本年六月放免されたる前科付曲物なるが本月上旬渡來し安東縣迄行き程よき仕事もない所から當京城に立ち歸り糊口に窮したるより十八日午前三時三十分頃本町一丁目湯屋廣安喜太郎方裏戶を開け忍入り衣類七點を窃取し逃走の途中を南部署刑事に捕はれ取調の結果前記の事情自白せしに因て檢事局に送らる

●刃傷騷ぎの後聞　本町一丁目裏通り石井ひさ方兵庫縣人八木儀之助（三八）若草町一丁目宮前文太郎方愛媛縣人今川良右衛門（三八）廣島縣人當時本町七丁目二十三番戶石田國松の三名が七月三十日午後八時頃より圓橋方に於る賭博上の意趣より八木今川の兩人本町七丁目京城座前に於て刃物を振り廻し居たるを警官に取押へられし事件は爾來京城地方裁判所に於て審理中の所十九日八木今川は各懲役四ヶ月罰金十圓に石田は懲役三ヶ月に處せらる

●亂暴大工の處刑　島根縣人當時旭町三丁目十九番戶大工職藤岡源太郎（四〇）が九月五日午後八時頃自宅に於て自身に對する賣掛代金請求に來りたる旭町一丁目九二雜貨商店々員有澤順二を捉へ催促振りが强いとて煙管を以て有澤の頭部を毆打し一周間の治療を要する負傷せしめたる事件は當時既報の通りなるが該事件は京城地方裁判所に於て十九日懲役一個月に處せらる

統五戶朴潤德（三十）は本町三丁目日韓當房に於て書籍三冊（代三圓五十錢）を窃取し檢事局に送らる

●仁川雜事　仁川番外廿四統三戶當時稅關横に酒幕を營み居る李敦洙は昨日午前四時頃店頭の食卓の下にオルガン入置時計及婦人持毛朱子の洋傘と石鹼入とを何人か置き忘れたるを發見し屆出たり▲敷島の遊客は二十六人にて八十五圓の費消高

●銃器密賣犯人逮捕　北部常平坊舊基洞二十四統八戶金順根（二十）同洞二十四統十戶李海昌（三十）の二名は銃器を密買して暴徒に賣却せんとしたるを第二憲兵隊の探知する所となり去る十八日逮捕目下取調中

●洋傘斗りを覗ふ　米倉町木挽職李熙運（二十六）は七月二十八日午後九時半頃本町四丁目秋山隆治方裏口に於て洋傘一本（代二圓）を窃取し訓戒放免せられしにも係はらず本月十八日午前十二時頃米倉町六十四番戶菊村方にて洋傘一本（代二圓五十錢）を窃取し檢事局送

●南山本願寺彼岸會　本願寺別院に於ては例年の通り二十一日より二十七日まで彼岸會執行する由なるが毎日勤行時間は左の如し

●學に志して身を過つ　南部弘門洞四

目ご耳

▲壽座　今様能樂廿一日の代り番組八島（泉齋、水野登雄、大高一郎、瀨尾平也、守田信光）放下僧（泉房、森岡義三、大高一郎、瀨尾平也、守田信光）富士太鼓（泉房、森岡義三、大高一郎、瀨尾平也、守田信光）張良（森岡義三、泉祐三郎、大高一郎、瀨尾平也、石田熊吉、守田信光）（狂言）竹の子、石神、牛盗人、磁石、附祝言

▲浪花館　金馬一座廿一日代番組たらちめ（金平）指寫し繪獅子の舞（金遊齊）常盤津並に浮世ぶし（小つま）紙くづや（市馬）角兵衞（金勝）音曲手踊り（金登喜）人情噺つゞき（花圓遊）曲藝いろ〳〵（龜次郎）尺八の曲俗歌種々（花堂）よい〳〵そば（金馬）大切新作喜劇成功とだらく

▲歌舞伎座　合同劇廿一日代番組御祝儀『乘合船』一場『片思ひ』三場『見得競へ』二場『戀の辻占』二場大切『紅ハンカチーフ』一場

▲平民文庫▼

▲柳原希策君にれ答へ致す貴君の御希望は當地にては叶ひ申さず候（係）▲拜呈陳者本月十七日貴社發行の新聞紙上に太平町滯渠修築工事に關し督監者及び工夫の不法行爲と題したる記事は取調べの結果事實無根に就き御取消相成度此段御願上候頓首（九月十七日太平町修築工事監督）▲さ云ふ取消文見たいなものが來たが本來ならば監督者の姓名及實印を要するのだよ（小僧）▲通管に平濟盛と呼はるゝ男があるが性來ての色魔とて妻君とやき餅喧嘩斗り●今に內地同樣首が飛ぶのだらう（痛心）●事務●▲壽町一丁目旭旅館の横手を這入ると右側に井戸がある而して曰く『日田借家の外井戸水吸ふ可らず』と▲昔は『このはしわたるべからず』と云へる制札に對して眞中を渡つた惡戯坊主もあつたとか▲今は吸ふ可らずの制止に對して汲む人もないのは文明の餘澤とも云ふべし（はの字）▲土地調査局の堀崎某と云ふが出入商人から供物を頂いて居るとか云ふので官吏洗濯を望むと云ふ投書は要領を得ざれば沒とす（係）▲當地に於ける商店員が客に對し横着で困ると云ふ投書が度々ある[illegible]一層訓戒せられんことを希望する（係）▲馬山が云々の御問合せは[illegible]なりきすとのみれ答へ致し置き升（係）

▲本年は諸君の各自衞生が完全に行はれたと見へて何うやら大した惡疫の流行なくして終ひ相である當局の御盡力も尠なからざりしことゝ感謝致します（恐病生）

今日の運勢

九月廿一日舊八月十七日　八白　赤口　己丑　定　彼岸△一白　塗濯坪明かぬ日なり起業開店中裁協傳婚議謀議に尤も忌む遺失の恐れあり△二黑　親族間衝突の端起り他人より損害を受け易し△三碧　音信特異を報ずるあらん諍訟及盗失の難あり新事手控への事△四綠　農事林業及婚議に吉其他手控の事△五黃　業務職務上に失錯あり妄言疑言に罹る勿れ△六白　答君くは批評にあふあり其他幸福日大抵進んで吉△七赤　酒色の害を戒しむ其他吉婚議謀議共同組合連盟に尤も好し△八白　新事旅行及模様方針替に忌む遺失防ぐべし△九紫　會心の日大抵吉遺失紛失防ぐべし

●天氣豫報（自二十日午後六時至廿一日午後六時）
南風晴
十九日（華氏）最高温度七六、三　最低温度六二、一

故浦上榮作葬送の際は遠路御會葬被下難有奉存候一々拜趨御禮可申上筈の處混雜中尊名伺洩有之哉も難計候に付乍略儀以紙上御禮申上候　敬具

明治四十三年九月廿一日

妻　浦上リン
弟　同　申三
兄　森下繁作
外親族一同